

三鷹駅周辺地区

1. 三鷹駅周辺の現状

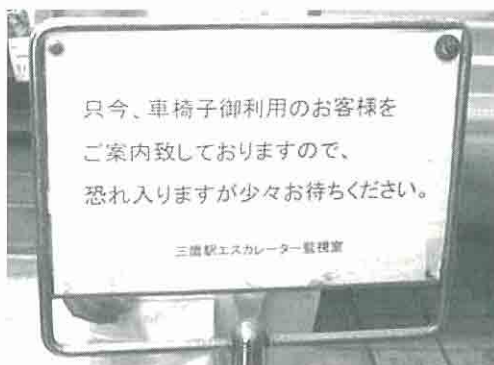
三鷹駅は、中央線複々線高架化の最終駅のため駅自体の高架化はされませんでした。しかし、橋上駅でありホームに至るまでに階段があります。平成5年に北口駅前広場より改札までの階段に常時は上り運行をしている車いす対応の上下切替え式のエスカレーターが設置され、平成8～11年に改札からホームまでの階段にも同じ方式のエスカレーターが設置されました。

これにより、吉祥寺駅と同じく改札からホー



ムまでのバリアフリー化された1経路は確保されましたが、三鷹駅でも、高齢の方などは上りよりむしろ下りの方が危険を感じるため、下りエスカレーターの設置が、また身体に障害のある方からは、他の人に迷惑をかけなくても使えるエレベーターの設置が強く要望されています。

また、車いす対応のトイレは、北口駅前の『ミカレットみたか』にあります。駅にも多機



能トイレの設置が要望されています。

三鷹駅北口周辺は、市役所を始めとする行政機関、文化・スポーツ・健康施設の集積する文化ゾーンであり、これらの主な施設と武蔵野市障害者総合センター・高齢者総合センターもあります。

駅から歩いていくには少し遠いと思われませんが、高齢者の方などは健康増進を目的として、できるだけ歩いて施設まで向かう方もいるため、ベンチの設置も行われています。

2. 基本的な方針

駅施設については、北口広場からすべてのホームにエレベーター、上下エスカレーターが利用できること、また身体障害者、人工排泄口利用者(オストメイト)、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方に配慮した多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロック、文字情報、音声情報の充実、車いすでも利用できる券売機などの整備も必要です。

三鷹通りから中央通りの経路は特定経路・準特定経路として、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消を始めベンチの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置など整備を進めます。東側の市道第16号線(文化会館通り)の経路も段差のないバリアフリー対応型の道路整備、歩道形態の設置を進めます。

また、鉄道から乗り継ぐバスについても、ノンステップバス、文字・音声情報の充実したバリアフリー対応のバスを増やしていくことが必要です。

これらの整備をするに当り、「移動円滑化のた

めに必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び各種整備ガイドラインにそった整備はもちろんです。準特定経路における波うち歩道の解消、歩道・歩行帯の設置、道路照明の改善、適切な交通規制の実施なども推進します。

また、設備を作るだけでなく歩行動線などを考慮して使いやすい位置を決めるなど、細やかな配慮によって使いやすい施設や環境を作っていきます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区 (面積 約171ha)

市役所をはじめとする三鷹駅北口周辺地区の行政機関、文化・スポーツ・健康施設の集積については、交通バリアフリー法の「駅から徒歩圏内」という配置要件では少し距離があります。しかしアンケートの回答において、よく利用する主な施設で市役所、市民文化会館、総合体育館などが上位にあがったこと、高齢の方などは健康増進を目的としてできるだけ歩いて施設まで向かうことがヒアリングで確認されたこと、また高齢者総合センター、障害者総合センターがあり交通バリアフリー法の課題要件に合致していること、市道第17号線(中央通り)は、視覚障害者誘導用ブロックの設置、音響信号機の設置、ベンチの設置などの整備が進められ、これを駅から連続した経路として整備すること及びその他のバリアフリー化を実施することが特に必要であることなどを勘案し、広くバリアフリー化を進めるためにこの地区を選定しました。

配置要件としては、アンケート、ヒアリン

グなどで抽出された主な施設を含む地区。課題要件としては、駅から主な施設までの経路。効果要件としては、商業地域を含む地区となります。

これらの要件を考慮し、重点整備地区を定めました。地区の位置関係等については、三鷹駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。また、配置要件・課題要件・効果要件については、第2章基本的な考え方 2.整備方針 1) 重点整備地区のバリアフリー化の推進 (10頁)を参照して下さい。

2) アンケート、ヒアリングなどで抽出された主な施設

武蔵野市役所、市民文化会館、武蔵野総合体育館、中央コミュニティセンター、武蔵野郵便局、中央図書館、東急ストア、高齢者総合センター、西窪病院

3) 特定経路

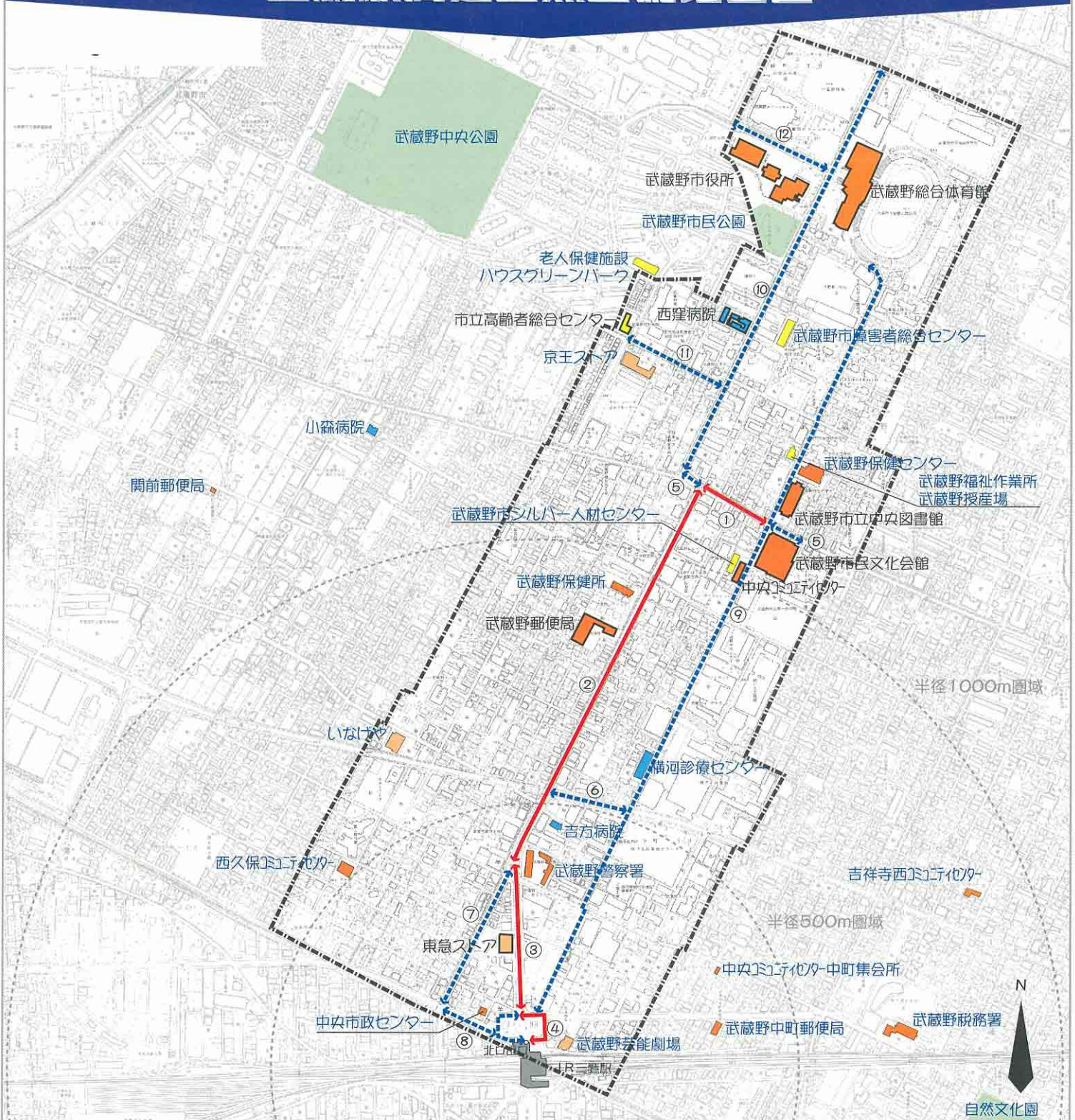
特定経路としては、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、①～④三鷹駅北口から武蔵野郵便局を経て武蔵野市民文化会館に至る経路を指定します。

4) 準特定経路

準特定経路としては、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、特定経路に続き市役所などへ至る⑩市道第17号線(中央通り)の経路、市民文化会館を経て総合体育館に至る中央通りより東側に位置する⑨市道第16号線(文化会館通り)の経路、⑪高齢者総合センターへ至る経路等を指定します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

三鷹駅周辺重点整備地区図



凡 例

| | | | | |
|--------|--|-----------|--|--|
| 公共施設等 | | 重点整備地区 | | 面積：約171ha |
| 福祉施設等 | | 対象施設(黒太字) | | (アンケート、ヒヤリングの結果で抽出された主な施設のうち、特定経路、準特定経路の指定が可能な道路等に面する施設) |
| 医療施設等 | | 特定経路 | | |
| 商業施設等 | | 準特定経路 | | |
| 公園等 | | | | |
| 特定旅客施設 | | | | |

0 50 100 200 500 1000m

4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設(鉄道駅)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

駅施設については、連続性をもった誰にとっても利用しやすい施設を目指し、経路上の手すりなどの整備、施設を利用するための音声・文字・点字案内の充実、駅職員の適切な対応・介助などを考慮し事業を実施するよう努めます。なお、エレベーター、下りエスカレーター、多機能トイレの設置については、市と協力して事業を実施します。



※新型券売機 J R提供

実施時期は前期 H15~H18、後期 H19~H22

| 事業者 | 事業内容 | 実施時期 | |
|----------------|---|------|----|
| | | 前期 | 後期 |
| 東日本旅客 鉄道(株) | 改札から各ホームまでのエレベーターを設置します。 | ■ | |
| | 改札から各ホームまでの下りエスカレーターを設置します。 | ■ | |
| | 多機能トイレを設置します。(平成15年3月完成予定) | ■ | |
| | 視覚障害者誘導用ブロックをJIS規格で統一し整備を進めるよう努めます。 | ■ | |
| | わかりやすい案内サイン等の表示について順次交換するよう努めます。 | ■ | |
| | 券売機については、バリアフリー化された新型券売機に順次交換するよう努めます。 | ■ | |
| | わかりやすい位置に順次点字運賃表を設置するよう努めます。 | ■ | |
| | 階段の段鼻の認識性向上に努めます。 | ■ | |
| | 音声及び文字による緊急案内情報の提供に向けて順次改良に努めます。 | ■ | |
| 武蔵野市 | 三鷹駅北口自由通路部分のエレベーター、エスカレーターについては、東日本旅客鉄道(株)と調整の上設置します。 | ■ | |

2) 特定車両(バス車両)のバリアフリー化 (公共交通特定事業)

ノンステップバスの導入、バス車両の音声・文字・点字案内の充実、乗務員の適切な

対応・介助などを考慮した車両のバリアフリー化に加えバス停留所の改善、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの検討)などを考慮し事業を実施します。

実施時期は前期H15～H18、後期H19～H22

| 事業者 | 事業内容 | 実施時期 | |
|----------------|--|------|----|
| | | 前期 | 後期 |
| 西武バス(株) | 代替車両は全てにノンステップ・ワンステップバスを導入します。 【会社全体】ノンステップバス 現在116両(16%)→約40両/年で導入を予定 【武蔵野市内運行バス】 現在12両(24%)→3～5両/年で導入を予定 | ■ | ■ |
| | 歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。 | ■ | ■ |
| | 車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。 | ■ | ■ |
| 関東バス(株) | 代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 現在51両(14%)→平成18年255両(69%)を予定 【武蔵野市内運行バス(武蔵野営業所)】 現在22両(24%)→平成18年77両(76%)を予定 平成18年度以降も推進します。 | ■ | ■ |
| | 歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。 | ■ | ■ |
| | 車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。 | ■ | ■ |
| 武蔵野市 (ムーバス) | 車両の代替にあわせ、順次コミュニティバスに適合するバリアフリー化された車両を導入します。 | ■ | ■ |

3) 道路のバリアフリー化 (道路特定事業)

特定経路については、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」にそ

って歩道の改修による段差解消の推進、波うち歩道の解消、視覚障害者誘導用ブロック設置の推進などの事業の実施及び、エスコートゾーン導入の検討をします。

| 特定経路 | | 実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22 | | | |
|-------|------|----------------------------|-----------------------------------|------|----|
| 道路管理者 | 図対番号 | 路線名 | 主な実施内容 | 実施時期 | |
| | | | | 前期 | 後期 |
| 東京都 | 1 | 主要地方道7号線(五日市街道) | 道路拡幅による歩道幅員の確保。 | ■ | |
| | 2 | 都道121号線(三鷹通り) | 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | ■ | |
| 武蔵野市 | 3 | 市道第17号線(中央通り) | 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | | ■ |
| | 4 | 北口駅前広場 | 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | | ■ |

準特定経路については、第2章基本的な考え方 3.個別整備方針 2)道路特定事業の整備 (2)準特定経路における整備方針で示されている方針により事業を実施します。

準特定経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」をできる限り準用し、歩道の改修による段差解消の推進、波うち歩道の解消、透水性舗装化、ベンチの設置、視覚障害者誘導用ブロック設置の推進、エス

コートゾーン設置の検討などの事業を実施します。

準特定経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を尊重し、部分的な片側歩道の設置、歩行帯の設置及びカラー化、舗装の打ち替えによる路面の平坦化、道路照明の改善、電線類の地中化などの事業を実施します。

| 準特定経路 | | 実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22 | | | |
|-----------|----------|----------------------------|---|------|----|
| 道路 管理者 | 図対 番号 | 路線名 | 主な実施内容 | 実施時期 | |
| | | | | 前期 | 後期 |
| 東京都 | 5 | 主要地方道7号線(五日市街道) | 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | ■ | |
| | 6 | 主要地方道7号線(井の頭通り) | 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | ■ | |
| | 7 | 都道121号線(三鷹通り) | 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | ■ | |
| 武蔵野市 | 8 | 市道第12号線 | 個別的な段差解消の推進 ベンチ設置の検討 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | | ■ |
| | 9 | 市道第16号線(文化会館通り) | 一部片側歩道形態設置及び拡幅も含めた歩車道分離の検討、電線類の地中化の検討、透水性舗装化 | ■ | |
| | 10 | 市道第17号線(中央通り) | 個別的な段差解消の推進 ベンチ設置の検討 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | | ■ |
| | 11 | 市道第55号線 | 歩道の改修による波打歩道の解消 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | | ■ |
| | 12 | 市道第212号線 | 個別的な段差解消の推進 ベンチ設置の検討 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等 | | ■ |

4) 信号機等のバリアフリー化 (交通安全特定事業)

と密接な関係があるため各道路管理者と連携して事業を実施します。

交通安全特定事業については、道路の構造

実施時期は前期 H15~H18、後期 H19~H22

| 事業者 | 対象 | 事業内容 | 実施時期 | |
|-------------------|-------|--|------|----|
| | | | 前期 | 後期 |
| 警視庁 武蔵野 警察署 | 特定経路 | 既存信号機について、音響式信号機等に改良します。 | | |
| | | 標識・標示について、反射材等を用いた識別性の高いものに改良します。 | | |
| | | 違法駐車行為の取締まりを強化します。 | | |
| | | 違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。 | | |
| | | 視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン等）を、関係する事業者と協議の上、設置に協力します。 | | |
| | 準特定経路 | 関係する事業者と協議の上、特定経路に掲げる事業内容を必要に応じて実施します。 | | |
| | | 関係する事業者と協議の上、交通規制等を必要に応じて実施します。 | | |
| | | | | |

5. その他

三鷹駅北口については、駅前広場に通過交通があり、人と車の交通動線が重なる部分があります。これを解消するために三鷹駅北側に迂回路として三鷹補助幹線道路が計画されています。駅前から車を減らすための有効な手段と考えられるため、事業を積極的に推進していきます。また、駅前広場の未整備部分についても完成に

向け引き続き努力をしていきます。準特定経路に指定された駅前広場から市民文化会館へ通ずる市道第16号線についても一部拡幅が完成していない区間（図対番号⑨の駅付近）があります。この道路は、北側の裁判所前の完成している部分と合わせバリアフリー化された道路となり、三鷹駅周辺地区の主な施設へ向かう経路となりますので、完成に向け引き続き努力をしていきます。